

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業の事業計画の変更に係る事業計画を、土地区画整理法第55条第13項の規定において準用する同条第1項の規定により公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令第3条の規定により次のとおり公告します。

なお、当事業計画のうち、都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は令和元年6月20日までに意見書を提出することができます。

令和元年5月21日

京都市長 門川大作

- 1 縦覧期間 令和元年5月24日から同年6月6日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 京都市伏見区下鳥羽但馬町134
京都市建設局南部区画整理事務所

（南部区画整理事務所）